

農業に関する提言

地方の重要産業である農業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 貿易交渉に係る適切な対応

(1) TPP11 及び日EU・EPAの発効を見据え、我が国の農林水産業が将来にわたり持続的に発展できるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を早期かつ着実に実施すること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さぬよう確実に確保すること。

(2) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などのEPA及びFTA交渉等に当たっては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

また、交渉の開始が合意された日米物品貿易協定（TAG）については、懸念される国内農林水産業への影響が現実のものとならないよう交渉を進めること。

(3) WTO農業交渉においては、「多様な農業の共存」という基本理念のもと、食料輸出国と輸入国のバランスの取れた農産物貿易ルールの確立を目指すこと。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度を拡充すること。

(2) 新たな米政策の推進に当たっては、将来にわたり米の需給及び価格の安定が図られるよう、米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供など、必要な措置を講じること。

(3) 水田活用の直接支払交付金については、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充するとともに、早期に法制化すること。

(4) 業務用米については、需要の増加に対応するため、米の需給バランスを保ちつつ、生産に係る支援措置を講じること。

(5) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算額を確保するとともに、加入促進を図ること。

また、農業共済制度については、掛金の国庫負担割合を堅持したうえで、補償を拡充すること。

3. 担い手対策等の推進

(1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。

特に、農業次世代人材投資事業に係る交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等を行うとともに、農業者年金に係る政策支援の加入要件を拡大すること。

(2) 農業用機械や施設の導入、整備、更新及び長寿命化に係る支援措置を拡充すること。

(3) 農地中間管理事業については、機構集積協力金に係る予算を十分に確保するなど、施策を充実すること。

また、農地中間管理事業及び関連事業の見直しに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえ、手続の大幅な簡素化を図るなど、農地の集約・集積化が一層推進されるよう、所要の措置を講じること。

4. 農業農村整備事業等の推進

(1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の採択要件を緩和するなど、産地の取組を一層支援すること。

6. 農山村の活性化

(1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 中山間地域や「水源の里」（限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化

のための支援措置を拡充すること。

また、世界農業遺産に認定されている地域への財政措置を講じること。

(3) バイオマス利活用の推進・普及に係る財政措置を充実すること。

7. 都市自治体が主体となった農業・農村の持続的発展と地域の実情に応じた土地利用を実現するため、引き続き、農地制度改革に取り組むこと。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策については、事業実施に十分な予算を確保するとともに、採択要件の緩和や鳥獣による生活環境被害対策を対象とするなど、対象事業の拡大を図ること。

さらに、交付金に係る事務の簡素化など運用改善を図ること。

(2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(3) 捕獲の担い手確保に向け、捕獲活動経費の直接支援については単価を引き上げるとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費への助成など、狩猟者の負担を軽減すること。

また、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

9. 農協改革については、法改正の趣旨である「農業所得の向上」を踏まえ、継続協議とされている案件についても十分な議論のもとに検討すること。

10. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

11. 病虫害防除対策を推進するとともに、病虫害に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。
12. 農作業の省力化や低コスト化に向け、ロボット技術やドローン、ICT等を活用し、生産技術の高度化を推進するとともに、農業用ドローン等の利活用に向けた環境を整備すること。
13. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・普及を引き続き可能とするとともに、種子が国外に流出することがないように万全の対策を講じること。
14. 園芸農業の生産基盤の強化を図るため、収益力強化に資する園芸施設の導入等の支援を拡充すること。
15. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。
16. 農林漁業用燃油に係る税制特例措置の恒久化等、農林漁業者に対する負担軽減措置を拡充すること。
17. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう、農地・農業用施設等の復旧支援や円滑な融資など積極的に支援すること。
また、迅速で円滑な支援が行われるよう、災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、事務手続きを簡素化すること。
18. 東日本大震災関係
被災した農業集落排水施設の撤去費用等に係る財政措置を講じること。